平成３１年度　総合事業
通所型サービスについて

平成31年4月24日

高齢者福祉課総合事業グループ

（1）ガイドライン（通所型類型）の確認

厚労省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）	③ 通所型サービスB （住民主体による支援）	④ 通所型サービスC （短期集中予防サービス）
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション　等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース　等 ※3～6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 （市町村）

豊島区は・・・

実施中

2019年度開始

2019年度開始

（2）豊島区の総合事業実施経緯

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
訪問型サービス	介護予防訪問事業（従前の訪問介護相当）	介護予防訪問事業（従前の訪問介護相当）	介護予防訪問事業（従前の訪問介護相当）	介護予防訪問事業（従前の訪問介護相当）
			30新・訪問型サービスA（区独自基準）	訪問型サービスA（区独自基準）
	訪問型サービスC（短期集中サービス）	29新・訪問型サービスB（住民主体の支援）	訪問型サービスB（住民主体の支援）	訪問型サービスB（住民主体の支援）
		訪問型サービスC（短期集中サービス）	訪問型サービスC（短期集中サービス）	訪問型サービスC（短期集中サービス）
通所型サービス	介護予防通所事業（従前の通所介護相当）	介護予防通所事業（従前の通所介護相当）	介護予防通所事業（従前の通所介護相当）	介護予防通所事業（従前の通所介護相当）
				31新・通所型サービスB（住民主体の支援）
				31新・通所型サービスC（短期集中サービス）

NEW

（3）今後の通所型サービス

【実施方針】

①通所型サービスBと通所型サービスCを
平成31（2019）年度から実施する。
②通所型サービスAの実施時期を前倒しして、
平成32（2020）年度中の実施にむけ準備を進める。

※介護予防通所事業（A6）は、国の制度改正の動向及び通所型サービスAへの移行状況をふまえ、終了の可否を検討する。

【通所型サービス利用の流れ①】

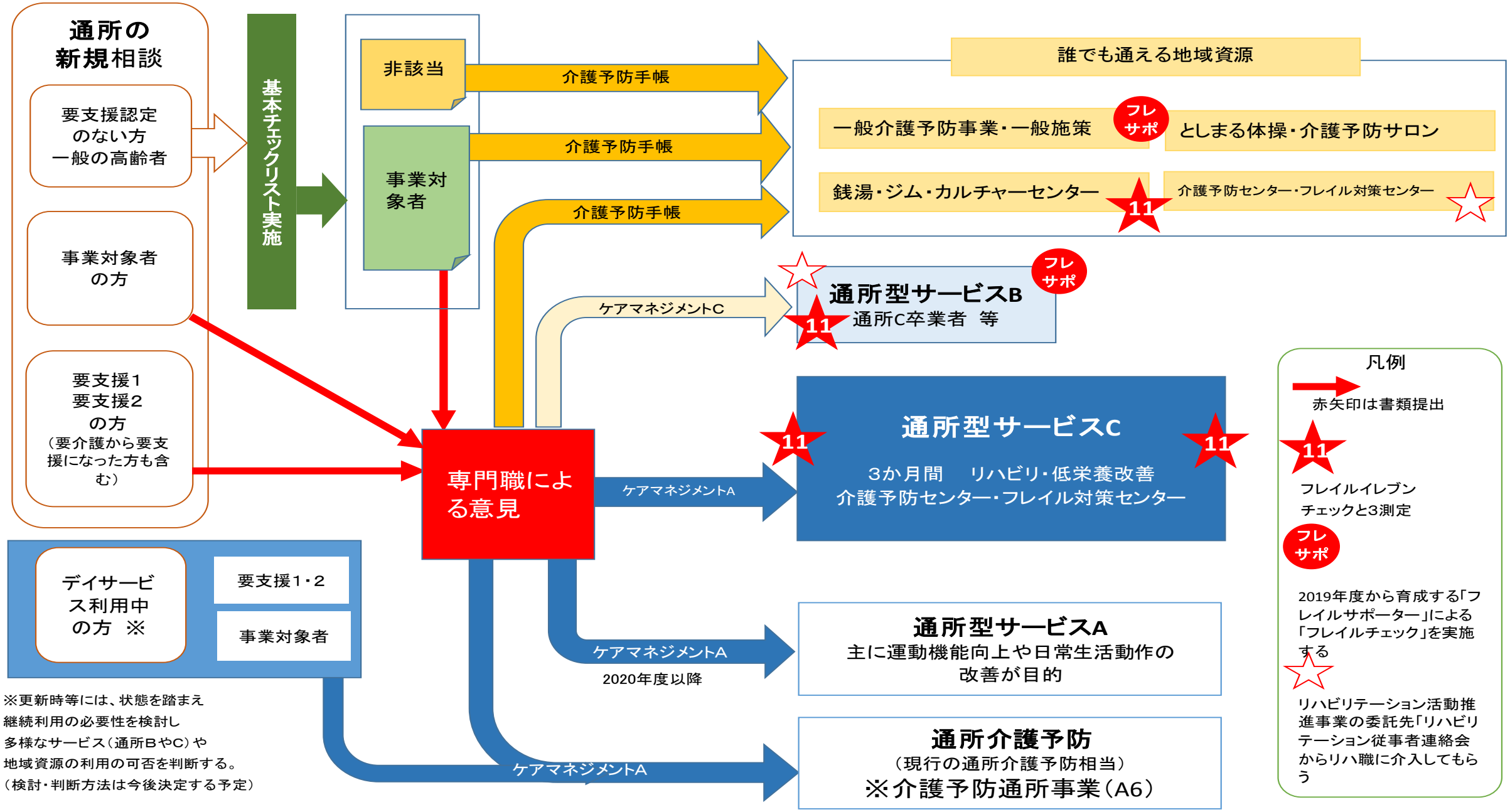

【通所型サービス利用の流れ②】

初めて（※）総合事業通所型サービスの利用を検討する場合、通所型サービス利用が必要な方の実態把握等をするため、高齢者福祉課内において専門職により検討し意見を通知します。（4）の通知後に作成されたプランによりサービス提供を開始します（緊急性がある場合は結果を待たずサービス利用可能）。後日ケアプランに位置づけた通所型サービスを高齢者福祉課で確認いたします。なお、（3）の検討の場は、今後、その実施方法や位置づけ等を見直していく予定です。

（1）アセスメントにより通所型サービスの利用を検討

→

（2）ケアマネジャー等は高齢者福祉課に必要書類を提出

①豊島区アセスメントシート
（2019.4.1以降受付分が提出対象）
②豊島区通所型サービス利用意向調査票
（2019.4.24以降受付分が提出対象）
※①がない場合は東京都様式A・B・C表と基本チェックリストの写し

随時提出

→

（3）専門職による検討・意見

提出書類により利用予定者の状況を確認。
専門職が意見を通知する。

月2回開催

→

（4）検討結果をケアマネジャー等に通知

通知を受け取ったケアマネジャー等は、意見を参考にしてケアプラン原案を作成する。ケアプランに位置づけた通所型サービス種別を高齢者福祉課へ報告する。

月2回通知

（※）「初めて」の定義
総合事業の通所型サービスを一度も利用したことがない場合をいいます。
要介護で通所介護を利用していた方が要支援になり「介護予防通所事業（A6）」を初めて利用する場合も含みます。

【通所型サービスC利用後の流れ①】

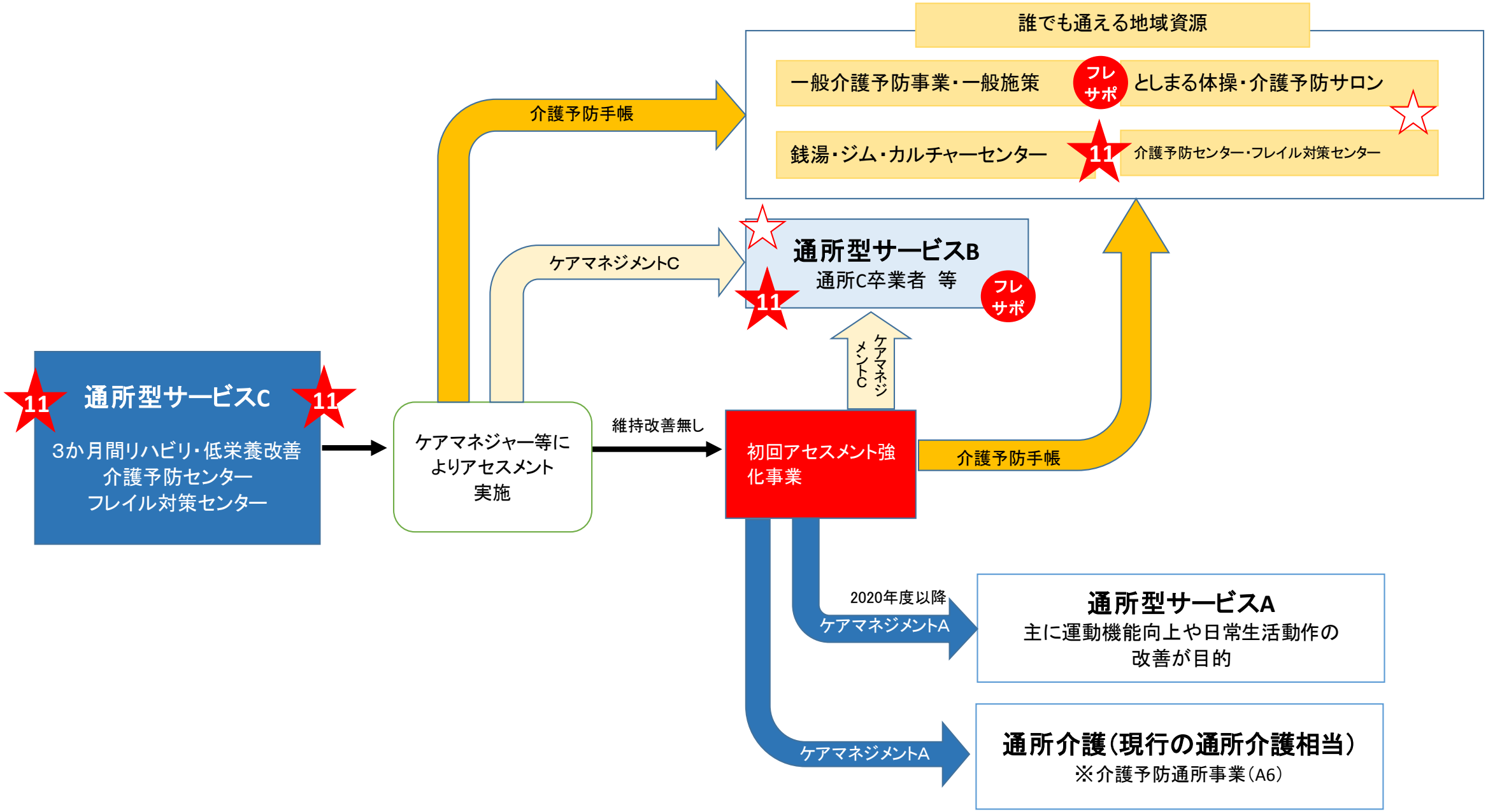

【通所型サービスC利用後の流れ②】

通所C利用後にケアマネジャー等によるアセスメントを実施したさいに、利用前と比較して維持改善がみられないため通所Bや地域資源のサロン等が利用できず、介護予防通所事業（又は通所A）を利用する場合は、専門職を活用した「初回アセスメント強化事業」（利用料無料）を利用していただきます。（4）により作成したケアプランは、後程高齢者福祉課で確認いたします。

（1）通所型C利用終了後、介護予防通所事業又は通所Aを利用希望する場合

→

（2）初回アセスメント強化事業の申し込みを行う

ケアマネジャー等はフレイルイレブンチェック結果写しと
初回アセスメント利用申込書
を高齢者福祉課に提出

通所型C終了時

→

（3）初回アセスメント強化事業を利用

初回アセスメント強化事業（運動機能）の利用

随時

→

（4）助言内容をケアマネジャー等に通知

ケアマネジャー等は、専門職による助言を参考にしてケアプラン原案を作成する。ケアプランに位置づけた通所型サービス種別を高齢者福祉課へ報告する。

随時

（※）初回アセスメント強化事業
初回アセスメント時（又はプラン見直し時）と3か月後の評価時に、ケアマネジャー等とともにリハビリテーション専門職が同行し、対象者の心身機能の評価や実態に見合ったサービス利用について、専門職の視点で助言を行う。

（４－１）通所型サービスCについて

【豊島区の実施方針】

　区の施設で、週１回１２回コースを2会場2クール実施。孤食・ひきこもりによる鬱や認知症、ADL低下を防ぐ。卒業生（グループ）を通所型Bの団体として同じ施設で継続して活動いただく。

【実施方法】

委託

【サービス提供者】

リハビリテーション専門職・管理栄養士

【実施概要】

リハビリコースと低栄養改善コースで利用者を各15名程度募集。2クールずつ実施。

（ケアマネジメントAを実施）

低栄養改善コースでは栄養指導と、毎回弁当を発注し会食する。リハビリでは専門職による指導で運動器機能の向上を図る。実施結果を検証し、翌年度は実施回数や場所を増やす予定。

（４－２）通所型サービスCについて

【実施概要】

第１回	短期集中通所型サービスC	
	リハビリコース	低栄養改善コース
対象	筋力低下や日常生活の動作を改善したい方	体重減少や栄養の偏りが気になる方
利用条件	要支援1・2　又は豊島区基本チェックリストで事業対象者に該当した65歳以上の方	
内容	リハビリ専門職が個人ごとに改善計画をたてグループで一緒にリハビリ・運動をします 実施期間終了後も同じ場所で運動グループ活動ができます	管理栄養士による個別の栄養指導をうけながら、グループで一緒に会食をします 実施期間終了後も同じ場所で会食グループ活動ができます
費用	無料	栄養改善弁当代のみ １回　600円程度
場所	東池袋フレイル対策センター （東池袋2-38-10　2019.5.10オープン）	高田介護予防センター （高田3-38-7）
定員	１５名程度	１５名程度
実施期間	2019年5月15日（水）～7月31日（水）　毎週水曜日　全１２回　（初回2回はサービス担当者会議）	
開催時間	午前10時～午後1時	
申込相談	お近くの高齢者総合相談センター窓口　又は担当のケアマネジャー	
申込締切	2019年4月24日（水）　※実施期間中も随時受け付けます	

※第２回は秋に実施予定。そのさい「リハビリコース」は高田介護予防センター、「ヘルシーサポートコース（要減量対象）」は東池袋フレイル対策センターで開催予定。

（５－１）通所型サービスBについて

【豊島区の実施方針】

区施設等で週１回２～３時間程度、会食や体操を実施している任意の団体へ補助金を交付し活動を支援する。通所Cの卒業グループや、既存の自主グループに登録いただく予定。

【実施方法】

補助

【サービス提供者】

ボランティア（区民の自主グループ）

【実施概要】

団体に１人以上「コーディネーター」を置き、下記を実施。コーディネーターは団体内外及び資格は問わないが、区の総合事業を理解いただいている方。育成研修を受けてもよい。

①会食（仕出し弁当又は各自持参による。食堂等条件が合えば、その場で調理したものでも可。）

②としまる体操やレクリエーション

③上記①②又はいずれかと併せ、趣味の活動で介護予防に資するもの

→通所Bを利用する要支援１・２及び事業対象者は、ケアマネジメントCを実施。

（５－２）通所型サービスBについて

【実施概要】

補助区分

対象者	補助区分	補助金例（案）	自己負担
要支援1・2 事業対象者	①運営費（コーディネーター謝礼・施設使用料・消耗品費・保険料　等） （要件）・週1回以上開催（1回2～3時間） ・参加者が5名未満の回は交付しません。 ・ケアマネジメントを受けた事業対象者が3か月以上参加していない場合は4か月目以降交付しません。	1回開催あたりの参加人数 5～20人… 3,000円／回 21人以上… 4,000円／回 （※1）	実費 500 円 ／ 回程度 （団体による※2） 弁当・おやつ等の経費
	②新規立ち上げ経費（要件あり）	上限30,000円	
	③介護予防に資するイベント経費（年2回分まで） （例）講師料、イベント会場借り上げ料等 ※クリスマス会や七夕など、一般的なイベントは対象外。あくまでも介護予防に資すると判断できるもの。	上限10,000円／回	

※１　コーディネーターを外部の専門家等に依頼する場合、１回あたり2,000円を上限に加算。
※２　自己負担額は各団体で決定する（区の補助対象外の食費等や、補助金では不足する経費等）。

（６－１）通所型サービスAについて（案）

【豊島区の実施方針】

①運動機能向上及び日常生活動作の維持向上を主目的として、機能訓練やADL及びIADLの維持向上に特化したサービスとする。

②通所介護事業所等で実施する予定だが、介護給付（要介護者）とは完全に場所・時間・曜日を分けて、総合事業（要支援者）の通所型サービスを提供することとする。

③2020年度開始に向け準備を進め、介護予防通所事業は、国の制度改正の動向及び通所型サービスAへの移行状況をふまえ、終了の可否を検討する。
通所型サービスA実施半年前には事前周知する。

④豊島区独自の通所型サービスAを提供できる場合は、区外事業所での実施も検討する。

→実施方法・サービス提供者・実施概要等、詳細の内容は、秋頃実施予定の「第２回総合事業説明会」でご説明いたします。

（6－2）通所型サービスAについて（案）

【実施の流れ】

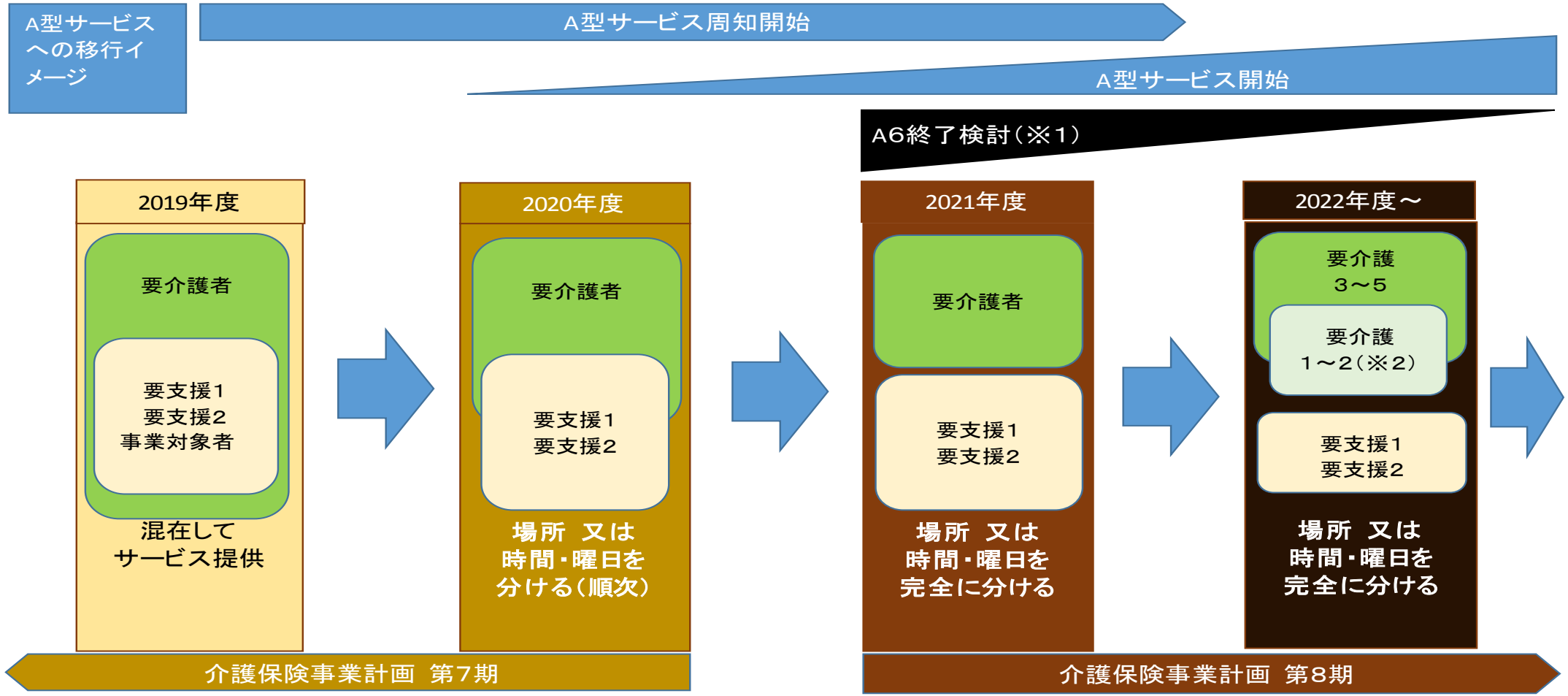

（※1）A型サービスへの移行状況に応じ、A6終了の時期又は可否を判断する。
（※2）第8期以降、要介護1・2が総合事業に移行する可能性あり。

（7－1）スケジュール（案）

平成３１（2019）年度

5月・・・15日～7月末　第１回通所型サービスＣ実施
7月・・・10日～12日　第１回家事援助スタッフ育成研修
秋頃・・・第２回総合事業説明会
①通所型サービスＡ実施内容について
②消費税増税に伴う報酬改定について
（訪問型・通所型・ケアマネジメント費）
９月・・・末頃～12月上旬　第２回通所型サービスＣ実施
10月・・・報酬改定実施
11月・・・2日～4日　第２回家事援助スタッフ育成研修
１月・・・末頃３日間　第３回家事援助スタッフ育成研修

（7－2）スケジュール（案）

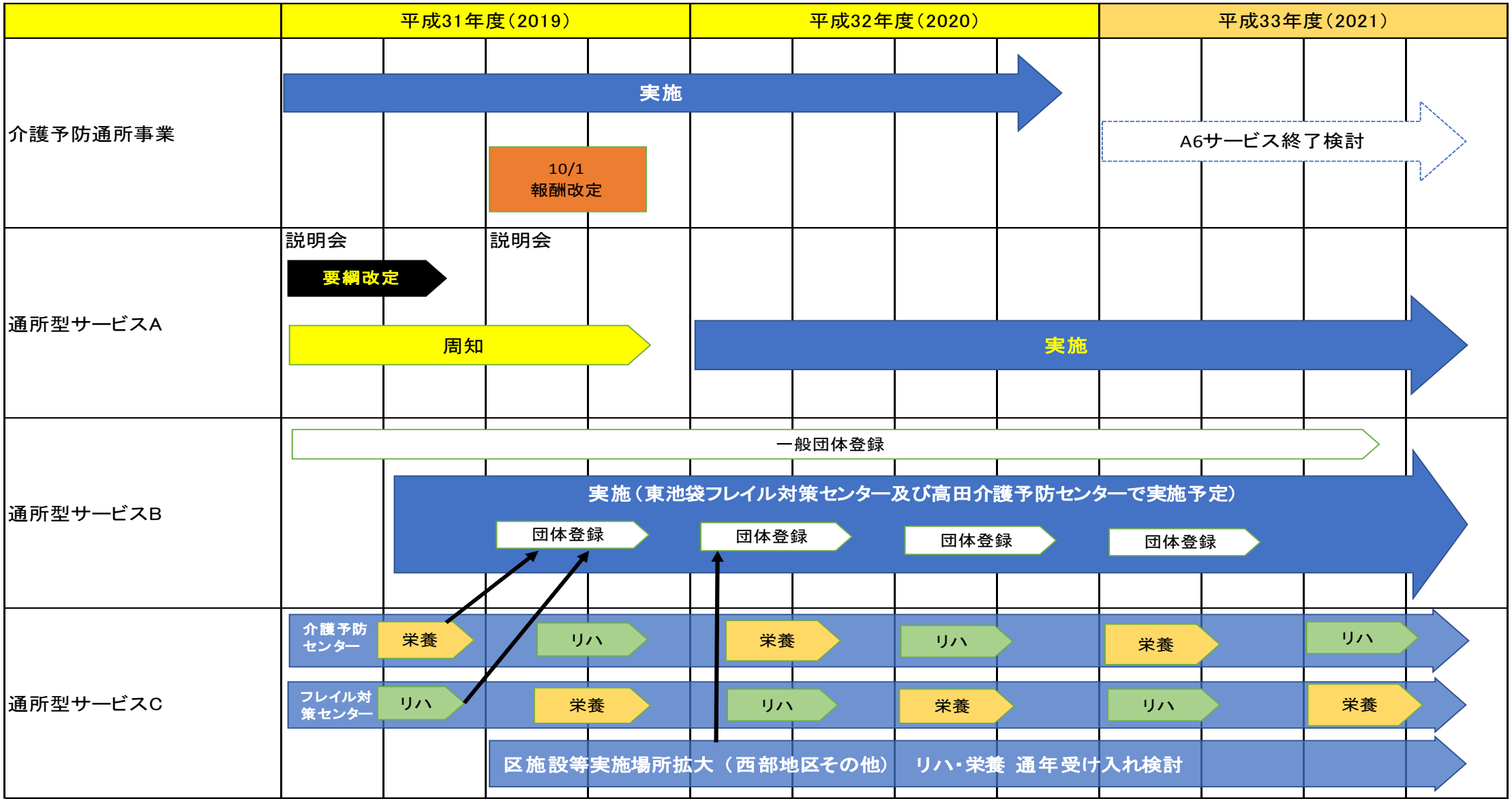
平成31年度（2019）
平成32年度（2020）
平成33年度（2021）
介護予防通所事業
実施
10/1
報酬改定
A6サービス終了検討
通所型サービスA
説明会
説明会
要綱改定
周知
実施
通所型サービスB
一般団体登録
実施（東池袋フレイル対策センター及び高田介護予防センターで実施予定）
団体登録
団体登録
団体登録
団体登録
通所型サービスC
介護予防センター
栄養
リハ
栄養
リハ
栄養
リハ
フレイル対策センター
リハ
栄養
リハ
栄養
リハ
栄養
区施設等実施場所拡大（西部地区その他）　リハ・栄養　通年受け入れ検討